

避難生活環境改善推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、大分県における避難生活環境の改善を推進するため、避難生活環境改善推進事業費補助金実施要領（令和7年3月31日伺定。以下、実施要領という。）に基づき、県と協働し、被災者支援を行う県内NPO法人等が避難所等の生活環境改善に資する資機材等を購入するにあたって必要となる経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は各号に掲げるとおりとする。

- (1) 避難所等とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4に規定する指定緊急避難場所及び第49条の7に規定する指定避難所、その他災害の状況によっては被災者が集まり、事実上の避難生活を送る避難所をいう。
- (2) 非営利団体とは、NPO法人や一般社団法人、協同組合など営利を目的として事業を行わないものをいう。

(補助事業者、事業内容、経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付対象は非営利団体とし、対象となる事業、経費及び補助率は別表に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
 - (2) 収支予算書（第3号様式）
 - (3) 補助対象経費に係る見積書等の写し
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。
- 3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助金変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿（預金通帳、金銭（預金）出納簿等）及び証拠書類（契約書、領収書等）は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 補助事業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産について、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
 - (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
 - (8) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
 - (9) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
 - (10) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
 - (11) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（購入品目・場所・構造・規模の変更以外の変更等）
 - (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減

（補助金の交付決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第7号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第9号の1様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月28日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。額の減額があった場合は、補助事業実績報告書（第9号の2様式）により行うものとする。

- (1) 事業実績書（第10号様式）
- (2) 収支精算書（第11号様式）
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 完成写真
- (5) 検査調書の写し
- (6) 領収書又は請求書の写し
- (7) 財産管理台帳の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第12号の1様式）に

より行うものとする。額の減額があった場合は、補助金の額の確定通知書（第12号の2様式）により行うものとする。

（書類の提出部数等）

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和6年度補正予算に係る避難生活環境改善推進事業費補助金から適用する。

別表

補助対象事業	補助事業者	事業内容	補助対象経費	補助率	補助要件
避難生活環境改善推進事業	非営利団体	避難生活環境改善推進事業費補助金実施要領の第2「事業の内容等」に定めるとおり	<p>避難生活環境改善推進事業費補助金実施要領の第2「事業の内容等」に定めるとおり</p> <p>1 食事の質の確保に資する経費 (例) ・キッチンカー ・キッチントレーラー ・キッチンコンテナ ・災害多人数キッチンシステム ・移動かまど 等</p> <p>2 生活用水の確保に資する経費 (例) ・シャワーカー ・移動式お風呂カー ・水循環シャワーシステム ・循環式お風呂システム ・ランドリーカー ・手洗いユニット 等</p> <p>3 トイレの確保・管理に資する経費 (例) ・トイレトレーラー ・トイレカー ・仮設トイレ（快適トイレ仕様）</p> <p>4 その他避難所等の生活環境の確保に資する経費 (例) ・ペット移動診療車 等 ・その他知事が特に必要と認める経費</p>	<p>補助対象経費の 4/5以内 (補助上限) 10,000千円/団体</p>	<p>避難生活環境改善推進事業費補助金実施要領の第3「事業の運営」の実施</p>

(備考)

- ・補助対象事業の補助上限額は1団体当たり10,000千円とする。
- ・補助対象事業ごとに県補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。